



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 内外テック株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 権田 浩一  
 (JASDAQ・コード3374)  
 問合せ先 取締役 管理本部長 佐々木 政彦  
 電 話 03-5433-1123 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 54 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、定款の変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正を行う場合があります。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（任期）第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 取締役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条の規定に基づき、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定を、現行定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）に新設するものであります。
- (3) 今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 41 条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。  
 なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、変更案第 46 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 47 条（中間配当）を削除し、現行定款第 46 条（剰余金の配当）について所要の変更を行うものであります。  
 また、これらの条文の新設及び削除に伴い条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第20条～第21条<条文省略>	第20条～第21条<現行どおり>

<p>(任期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第29条&lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第30条</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条&lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の<u>責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第42条～第44条&lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(任期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第23条～第29条&lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等（会社法第2条15号イ）でない取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条&lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の<u>賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第42条～第44条&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第46条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
---	--

<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第48条&lt;条文省略&gt;</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第48条&lt;現行どおり&gt;</p>
---	---

### 3. 日程

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日        | 平成27年5月20日 |
| (2) 定時株主総会決議日 (予定) | 平成27年6月24日 |
| (3) 定款変更効力発生日 (予定) | 平成27年6月24日 |

以上